

財 政 課

令和4年度 三原市一般会計補正予算（第4号）の概要

1 補正予算

(単位：千円)

区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一 般 会 計	50,217,810	782,400	51,000,210
特 別 会 計	23,409,533	—	23,409,533
企 業 会 計	12,697,209	—	12,697,209
計	86,324,552	782,400	87,106,952

2 補正予算の内訳

○ 一般会計

- (A) 電力・ガス・食料品等価格高騰対策に関するもの (726,000 千円)
 民生費 生活困窮者等緊急支援給付金事業費…p. 4 726,000 千円
- (B) 事業費の増に伴うもの (56,400 千円)
 総務費 戸籍住民基本台帳事務費…p. 3 56,400 千円

支出科目	2款：総務費 3項：戸籍住民基本台帳費 1目：戸籍住民基本台帳費
長期総合計画	3-4-3 ICT（情報通信技術）を活かしたまちづくり
担当課	市民課，デジタル化戦略課
事業名	戸籍住民基本台帳事務費

補正の理由	マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカード申請期限の延長等を踏まえ、カード申請及びポイント申込みの支援を拡充するとともに、カード交付体制を整備するため。
-------	----------------------------------------------------------------------------------

事業説明

単位 千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	81,818	31,336	95	0	12,878	37,509
補正額	56,400	56,400	0	0	0	0
補正後	138,218	87,736	95	0	12,878	37,509

事業内容

- マイナンバーカード申請受付・交付事業 51,490千円
マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカード申請期限が令和4年9月30日から令和4年12月31日まで延長されたこと及び令和4年度末までにほぼ全ての国民のマイナンバーカード取得をめざす国の方針を踏まえ、申請支援の拡充及び交付枚数の増加に合わせた体制を整備する。
 - マイナンバーカード出張申請サポート〔拡充〕
商業施設及び公共施設における出張支援等の実施（ポイント手続支援と一体で実施）
 - 期間 令和4年11月から令和5年2月まで（予定）
 - 実施日 商業施設（1か所） 年末・年始を除く土曜日・日曜日
公共施設 ワクチン集団接種会場，コミュニティセンター・公民館等で約40回
 - 本庁舎のマイナンバーカード申請サポート業務の民間委託〔拡充〕
 - 期間 令和4年11月から令和5年3月まで
 - 実施日 平日9時～17時（現在は平日9～12時，13～16時）
 - 場所 本庁舎2階 マイナポイント支援窓口と同一場所（現在は本庁舎1階）
 - マイナンバーカード交付体制の整備〔拡充〕
 - マイナンバーカード交付事務に従事する会計年度任用職員等の任用
 - マイナンバーカード交付事務支援業務の民間委託
- マイナポイント手続支援事業 4,910千円
マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカード申請期限が令和4年9月30日から令和4年12月31日まで延長されたことに伴い、マイナポイントの周知及び申込支援を拡充する。
 - マイナポイント手続の出張支援〔新規〕
商業施設及び公共施設における出張支援等の実施（カード申請支援と一体で実施）
 - 期間 令和4年11月から令和5年2月まで（予定）
 - 実施日 商業施設（1か所） 年末・年始を除く土曜日・日曜日
公共施設 ワクチン集団接種会場，コミュニティセンター・公民館等で約40回
 - 事業周知のためのチラシ印刷及びCM放送〔拡充〕
- マイナンバーカードの申請・交付状況（令和4年9月末時点）

申請	枚数	申請率		
	54,026枚	59.8%		
交付	枚数	交付率	全国平均	県平均
	45,406枚	50.3%	49.0%	50.3%

支出科目	3款：民生費 1項：社会福祉費 1目：社会福祉総務費
長期総合計画	—
担当課	社会福祉課
事業名	生活困窮者等緊急支援給付金事業費

補正の理由	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえた国の物価・賃金・生活総合対策により、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり50千円の現金を給付するため。
-------	---------------------------------------------------------------------------------

事業説明

単位 千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	0	0	0	0	0	0
補正額	726,000	726,000	0	0	0	0
補正後	726,000	726,000	0	0	0	0

事業内容

生活困窮者等緊急支援給付金事業 726,000千円

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえた国の物価・賃金・生活総合対策により、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり50千円の現金を給付する。

(1) 給付対象世帯

ア 住民税非課税世帯

基準日（令和4年9月30日）において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

イ 家計急変世帯

予期せず令和4年1月から令和4年12月までの間に家計が急変し、アの世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※ア及びイにかかわらず、世帯全員が、住民税を課税されているほかの親族等の扶養を受けている場合は対象外

(2) 給付対象世帯の見込数 13,800世帯（参考：市内総世帯数 43,168世帯（R4.9.30時点））

ア 住民税非課税世帯 13,600世帯

イ 家計急変世帯 200世帯

(3) 給付額 1世帯当たり50千円

(4) 手続の方法

ア 住民税非課税世帯

- ・市から確認書類、案内チラシ及び返信用封筒を送付 ※確認書類等の送付は11月中旬予定
- ・対象者は、確認書類を郵送又は窓口へ持参
- ・返送された確認書類の内容を確認後、指定口座へ振り込み

イ 家計急変世帯

収入額が確認できる書類を窓口へ持参し、申請 ※申請受付は11月中旬開始予定

(5) 申請期限 令和5年1月31日

(6) 家計急変世帯の収入の目安

ア 住民税非課税世帯と同等の水準となる給料収入の目安

世帯人数	家族構成例	年間収入の目安	月額収入の目安
1人	単身又は扶養親族がない	96.5万円	80,416円
2人	配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している	146.9万円	122,416円
3人	配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している	187.7万円	156,416円
4人	配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している	232.7万円	193,916円
5人	配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している	277.7万円	231,416円

イ 障害者、寡婦、ひとり親の場合の水準となる給料収入の目安

年間収入の目安	月額収入の目安	※該当する世帯は、左表の額を適用し、これを超えた場合はアの表を適用
204.3万円	170,250円	